

仕 様 書

1. 業 務 名 習志野市新清掃工場建設に係る環境影響評価及び施設整備基本計画策定業務委託
2. 業務対象エリア 習志野市クリーンセンター敷地及び市外最終処分場 等
3. 依 頼 課 名 クリーンセンタークリーン推進課
4. 契 約 期 間 契約締結日～令和 8 年 3 月 31 日（4 ヶ年継続事業）
5. 支 払 条 件 完了払とする。但し、請負の完成前の令和 4 年度末、令和 5 年度末、令和 6 年度末は出来高に応じて、部分払いを各年度 1 回行う。
6. 業務目的・内容 平成 14 年度から稼働している現清掃工場は、令和 13 年度をもって稼働停止を予定していることから、当該敷地内に新清掃工場を建設し、令和 14 年度からの稼働を予定している。
このため、新清掃工場の建設にあたって、「千葉県環境影響評価条例」に基づく環境影響評価を実施する。
これと連動して、同評価における諸条件を整理するなかで、建設予定地が埋立地であること、かつ周辺が事業系の土地利用がなされていることを踏まえ、施設整備基本計画の策定等を行う。
7. 実 施 方 法 別紙「特記事項」参照
8. 業 務 体 制 人員配置 等
 - ① 受託者は、業務の実施にあたっては、次のとおり、「主任技術者」・「照査技術者」・「担当技術者」を選任する。
 - ② 高度な技術を要する廃棄物処理施設に関連する業務においては、以下のとおり、相応の経験を有する技術者を配置しなければならない。
 - ③ 業務の実施にあたっては、本市の指示のもとの確な支援を行うとともに、状況に応じて主体的に技術提案すること。
 - 技術者は、「技術士法」に定める技術士または技術士補でなければならない。ただし、主任技術者及び照査技術者は、技術士法に定める、技術士かつ衛生工学部門の資格保有者であること。
 - 環境影響評価に係る主任技術者は、平成 25 年度以降に完了した業務で、一日あたり処理能力 200 トン以

上の廃棄物処理施設の新設に係る元請けとして履行した実績があること。

- 施設整備基本計画に係る主任技術者は、平成 25 年度以降に完了した業務で、一日あたり処理能力 200 トン以上の廃棄物処理施設の新設に係る元請けとして履行した実績があり、かつ、事業者選定や廃棄物処理方式選定のアドバイザーの実績があること。
- 環境影響評価の担当技術者は、廃棄物処理施設に関連する業務で 10 年以上の経験を有し、及び廃棄物処理施設の新設に係る元請けとして履行した実績があること。
- 施設整備基本計画策定の担当技術者は、廃棄物処理施設に関連する業務で 10 年以上の経験を有し、及び廃棄物処理施設の新設に係る元請けとして履行した実績があること。
- 各技術者は、自社の社員(本業務の公告日現在より、3 ヶ月以上の雇用関係にあるものに限る)であること。

9. 成 果 品

受託者は、本業務の実施にあたって次の成果品を提出するものとし、成果品の字体は、「UDデジタル教科書体NK-R」を使用する。提出する成果物の種類・内容・納期等の詳細については、本市と協議のうえ、決定すること。

なお、受託者はそれぞれの成果品について、納入前に委託者の審査を受けなければならない。

その結果、訂正を指示されたものは、速やかに対応すること。

また、業務等によって生ずる成果品、資料等の所有権及び著作権は全て本市に帰属し、受託者が成果品及び資料等を公表することは一切これを認めない。

(1) 環境影響評価

- ① 事業計画概要書
- ② 同上 要約書
- ③ 環境影響評価方法書
- ④ 同上要約書
- ⑤ 現況調査報告書
- ⑥ 同上要約書
- ⑦ 環境影響評価準備書
- ⑧ 同上要約書
- ⑨ 環境影響評価書
- ⑩ 同上要約書

※ 上記①から⑩のすべての項目で以下の形で納品する。

i. 報告書

- A4版／50部／くるみ製本
表裏紙:コート紙 4色カラー
中身:普通紙 2色カラー

ii. 要約書

- A4版／300部／パンフレット
表裏紙:コート紙 4色カラー
中身:普通紙 2色カラー

iii. 電子媒体原稿(Word版・Excel版・PDF版)

- 図表データ:電子媒体原稿(Excel版)を提出
その他必要図書等(根拠資料等)
提出はDVD-Rに保存したものを提出

(2) 施設整備基本計画

① 施設整備基本計画

- A4版／30部／くるみ製本
表裏紙:コート紙 4色カラー
中身:普通紙 2色カラー

② 施設整備基本計画(概要版)

- A4版／150部／パンフレット
表裏紙:コート紙 4色カラー
中身:普通紙 2色カラー

③ 電子媒体原稿(Word版・Excel版・PDF版)

- 図表データは、別途、電子媒体原稿を提出
その他必要図書等(根拠資料等)
提出はDVD-Rに保存したものを提出

(3) 土壌汚染調査

① 調査報告書

- A4版／30部／くるみ正本
電子媒体原稿(Word版・Excel版・PDF版)
図表データは、電子媒体原稿(Excel版)を提出
その他必要図書等(根拠資料等)

10. 提出書類 受託者は業務の着手及び完了に際し、次の書類を提出する。
なお、承認された事項を変更しようとするときは、都度、本市の承認を受けなければならない。
- (1) 着手届
 - (2) 業務工程表
 - (3) 各技術者の資格証明書の写し
 - (4) 主任技術者、照査技術者の経歴書(書式は任意とする)
 - (5) 各技術者と受託者が直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる書類の写し(健康保険被保険者証等)
 - (6) 打ち合わせ議事録一式
 - (7) 業務完了報告書
 - (8) 請求書
 - (9) その他市長が指定する書類
11. 関係法令 受託者は業務の実施にあたり、本仕様書の他、関係する法令、条例、規則、通知等を遵守しなければならない。
12. その他
- (1) 受託者は中立性を厳守し、本業務の遂行上、知り得た事項について第三者に漏らしてはならない。
 - (2) 受託者は関係する官公署、第三者との協議を必要とするとき、また、協議を求められた場合、誠意をもってこれにあたり、その内容を遅滞なく本市に報告する。
 - (3) 受託者は専門的な知識を必要とするものについては、十分な経験を有する技術者を配置し、秩序正しく業務を遂行する。また、主任技術者を定め業務全般にわたり技術的に管理する。
 - (4) 受託者は本業務の遂行上その工程に変更が生じた場合、ただちに変更工程表を提出し、本市の承認を受けなければならない。
 - (5) 本業務の遂行上、必要になる資料の収集・調査・検討等は、原則として受託者が行う。また、本市が所有する資料を貸与する場合については、貸与を受けた資料のリストを作成の上で、本市に提出し、業務完了とともに本市へ返却する。
 - (6) 受託者は、打合せ及び協議においては、必要部数を用意する。また、都度、その内容に対する議事録を作成し、打合せ及び協議後 10 日以内に本市に提出しなければならない。
 - (7) 受託者は業務完了前に成果品の審査を受けなければならない。その時点で受託者の帰すべき理由により訂正が必要な箇所が指摘された場合は、速やかに訂正の上で、補足等の措置を行い、これに要した費用は受託者の負担とする。
 - (8) 本業務は、本市の検査合格をもって完了とする。なお、納品後に成果品に記入もれ、不備または、誤りが発見された場合、受託者は速やかに訂正しなければならない。
 - (9) 本仕様書記載事項および、本仕様書に明示されていない内容において疑義が生じた場合は、受託者と本市が協議の上で、その解釈を定める。受託者は本市の意図を充分に理解し、自己解釈することなく業務を遂行しなければならない。

- (10) 受託者は業務期間中において本市が指示した場合、又は、受託者が必要な場合は、適宜打合せ等を行うなど連絡調整を徹底し、責任をもって円滑に業務を遂行する。
- (11) 仕様の変更もしくは契約の期間に変更が生じた場合、担当課と協議する。
- (12) 受託者は、本業務を第三者に再委託することはできない。ただし、あらかじめ本市の書面による承諾を得たときはこの限りではない。

特記事項

【業務の内容】

1. 環境影響評価

(1) 目的

本市の新清掃工場の建設にあたり、予め必要な調査・予測・評価などを行うとともに、結果を公表して市民や行政機関などの意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全への適正な配慮を行う。

また、同時に委託する施設整備基本計画の策定及び土壌汚染調査と常に連携を図り、業務全体の効率化を図る。

(2) 業務対象区域

○ 習志野市クリーンセンター

- 所在地
習志野市芝園 3 丁目 2 番 1 号及び同番 2 号
- 敷地面積
約 3.6 ヘクタール
- 対象施設
エネルギー回収型廃棄物処理施設（約 200 トン／日）
- 実施設計、建設工事の期間
令和 9 年度～令和 13 年度
- 運営想定期間
令和 14 年度～令和 33 年度（20 年間）
※ 別途、延命化対策を行い、30 年間稼働させる場合も検討
- 現施設・設備の状況
以下のとおり
※ 別途、リサイクルプラザ(再生棟)・業務棟もあり

①焼却(溶融)処理施設	施設名	芝園清掃工場
	所在地	芝園 3 丁目 2 番 1 号
	処理方式	ガス化・高温溶融一体型直接溶融炉
	処理能力 ^{※1}	219t/日(73t/日×3 炉)

※1 平成 18(2006)年 5 月 25 日に処理能力を軽微変更

②粗大ごみ・資源物・不燃ごみ処理施設	施設名	リサイクルプラザ(前処理施設)
	所在地	芝園 3 丁目 2 番 2 号
	処理方式	破碎及び選別(手選別を含む。)
	処理能力 ^{※2}	49.65t/5h(粗大 15.65t/5h+不燃 19.05t/5h+ペットボトル 4.85t/5h+ビン・缶 10.1t/5h)

※2 平成 21(2009)年 8 月 10 日に処理能力を軽微変更

(3) 業務の実施方法

本業務は、千葉県の条例等に基づいて行うこと。

- ① 千葉県環境影響評価条例(以下、「条例」という。)
- ② 千葉県環境影響評価条例施行規則(以下、「施行規則」という。)
- ③ 千葉県環境影響評価技術細目
- ④ 千葉県環境影響評価条例関係書類作成の手引

※ なお、今後、上記等に改定等があった場合、業務着手時における最新のものに基づいて業務を進めること。

(4) 業務概要

① 事業計画概要書の作成

条例第5条第1項、施行規則第8条に基づき、環境影響評価が行われることを関係行政機関が予め把握するため及び環境影響評価が開始されることを予め周知することにより、以後の手続きへの移行の円滑化を図るために作成する。

② 環境影響評価方法書の作成

条例第6条第1項、施行規則第11条に基づき、環境影響評価における調査・予測・評価の方法について、行政機関からの意見を収集し、効率的な環境影響評価を行うために作成する。

③ 現況調査

上記1(2) 業務対象区域の特性を鑑み、原則、以下の項目について調査する。

- i. 気象
- ii. 大気
- iii. 水質、水底の底質
- iv. 水文環境
- v. 騒音・振動
- vi. 悪臭
- vii. 地形・地盤・土壌
- viii. 植物
- ix. 動物
- x. 鳥類
- xi. 生態系
- xii. 廃棄物
- xiii. 景観・都市計画
- xiv. 人と自然との触れ合いの活動の場調査
- xv. 環境法・政策

④ 環境影響評価書

条例第 24 条第 1 項に基づき、行政機関等からの意見を受けつつ実施した環境影響評価の最終的な結果をとりまとめたものを周知するために作成する。

2. 施設整備基本計画の策定

(1) 目的

新清掃工場の目指すべき目標、施設整備に必要な施設規模や整備内容、スケジュール等、事業を進めていくための基本的事項を定める。

また、同時に委託する環境影響評価及び土壌汚染調査と常に連携を図り、業務全体の効率化を図る。

(2) 建設予定地・既存施設概要等

(上記 1(2) 再掲)

○ 習志野市クリーンセンター

- 所在地
習志野市芝園 3 丁目 2 番 1 号及び同番 2 号
- 敷地面積
約 3.6 ヘクタール
- 対象施設
エネルギー回収型廃棄物処理施設 (約 200 トン/日)
- 実施設計、建設工事の期間
令和 9 年度～令和 13 年度
- 運営想定期間
令和 14 年度～令和 33 年度 (20 年間)
※ 別途、延命化対策を行い、30 年間稼働させる場合も検討
- 現施設・設備の状況
以下のとおり
※ 別途、リサイクルプラザ(再生棟)・業務棟もあり

①焼却(溶融)処理施設	施設名	芝園清掃工場
	所在地	芝園 3 丁目 2 番 1 号
	処理方式	ガス化・高温溶融一体型直接溶融炉
	処理能力 ^{※1}	219t/日(73t/日×3 炉)

※1 平成 18(2006)年 5 月 25 日に処理能力を軽微変更

②粗大ごみ・資源物・不燃ごみ処理施設	施設名	リサイクルプラザ(前処理施設)
	所在地	芝園 3 丁目 2 番 2 号
	処理方式	破碎及び選別(手選別を含む。)
	処理能力 ^{※2}	49.65t/5h(粗大 15.65t/5h+不燃 19.05t/5h+ペットボトル 4.85t/5h+ビン・缶 10.1t/5h)

※2 平成 21(2009)年 8 月 10 日に処理能力を軽微変更

(3) 業務概要

以下の項目について、上記 2(2)を考慮し、調査・検討・検証の上、本市の新清掃工場に適した計画を策定する。

なお、計画の策定にあたっては、本市から提供を予定している位置図・現状配置図等を活用すること。

- ① 基本調査・現状把握
- ② 処理対象物の設定・施設規模の設定
※ 施設規模については、現状で上記 2(2)のとおり一日当たり約 200トン処理を想定
- ③ 計画ごみ質の設定
- ④ ごみ処理方式の検討
- ⑤ 施設整備基本方針の検討
- ⑥ 関係法令の整理
- ⑦ 概略配置・動線計画の作成
- ⑧ 環境保全計画の作成
- ⑨ エネルギー利用計画の作成
- ⑩ 残渣処理計画の作成
- ⑪ プラント設備の計画の作成
- ⑫ 土木建築計画の作成
- ⑬ 施工計画の作成
- ⑭ 跡地利用計画の作成
- ⑮ 付帯施設機能の検討
- ⑯ 概算事業費・交付金等の検討
- ⑰ 運営管理計画の作成
- ⑱ 今後の課題の整理
- ⑲ 施設整備スケジュールの検討
- ⑳ 市場調査

3. 土壌汚染調査

(1) 目的

本市の新清掃工場の建設にあたり、土壌汚染の状況を把握すること及び土壌汚染による健康被害を防止すること。

また、同時に委託する環境影響評価及び施設整備基本計画の策定と常に連携を図り、業務全体の効率化を図る。

(2) 調査対象区域

○ 習志野市クリーンセンター

- 所在地
習志野市芝園3丁目2番1号及び同番2号
- 敷地面積
約3.6ヘクタール

(3) 業務の実施方法

本業務は、環境省の法令等に基づいて行うこと。

① 土壌汚染対策法

(4) 業務概要

① 調査概要

- i. 位置測量
- ii. 土壌ガス採取・分析
- iii. 舗装削孔
- iv. 土壌採取・分析

② 報告書作成

4. その他支援業務

(1) 庁内会議等への支援

業務全体の進捗状況・結果等を、本市の職員で構成された会議に諮るため、受託者は以下の対応を行う。

- ① 会議資料の作成
- ② 会議への出席及び議事進行補助、質疑への支援
- ③ 議事録(全文・概要版)の作成
- ④ その他必要な支援
- ⑤ 実施概要

実施回数に変更がある時には本市と協議する。

- 委員構成 本市職員
- 開催回数 3回程度/年
- 会議時間 各回の予定時間による

(2) 習志野市環境審議会への支援

業務全体の進捗状況・結果等を報告する。

- ① 会議資料の作成
- ② 会議への出席及び議事進行補助、質疑への支援
- ③ 議事録(全文・概要版)の作成
- ④ その他必要な支援
- ⑤ 実施概要

実施回数に変更がある時には本市と協議する。

- 委員構成 市議会議員・学識経験者・その他市長が必要と認めた者
- 開催回数 3回程度
- 会議時間 各回の予定時間による

(3) 環境政策課等との協議対応

環境影響評価の実施にあたっては、環境保全を担当する環境政策課と十分な協議を踏まえること。

- ① 協議資料の作成
- ② 協議への出席及び議事進行補助、質疑への対応補助
- ③ 議事録(概要)の作成
- ④ その他必要な支援

(4) 環境影響評価における方法書説明会、準備書説明会への対応

説明会で使用する資料などの作成を行う。また、説明会に同席し、説明および質疑応答対応、議事録の作成を行う。説明会の回数は千葉県等との協議による。

(5) 千葉県環境影響評価委員会への対応

千葉県環境影響評価委員会に必要な資料の作成を行う。また、技術委員会に同席し、説明、質疑応答対応、議事録作成を行う。委員会の回数は千葉県等との協議による。

-以上-